

(i) 平成 26 年 7 月 1 日

B 法人への前渡金の支出 伝票番号 62

前渡金	237,600	//	普通預金	237,600
-----	---------	----	------	---------

(j) 平成 26 年 8 月 25 日

B 法人への GW 鹿島に係る建設仮勘定の支出 伝票番号 168/226

短期貸付金	140,000	//	普通預金	140,000
-------	---------	----	------	---------

短期貸付金	180,000	//	普通預金	180,000
-------	---------	----	------	---------

(k) 平成 26 年 8 月 25 日

B 法人への前渡金の GW 鹿島への振替 伝票番号 445

短期貸付金	237,600	//	前渡金	237,600
-------	---------	----	-----	---------

b GW 鹿島における会計処理

(a) 平成 25 年 7 月 31 日

B 法人への前渡金の支出 伝票番号 1

前渡金	1,050	//	普通預金	1,050
-----	-------	----	------	-------

(b) 平成 26 年 6 月 27 日

B 法人への前渡金の支出 伝票番号 36

前渡金	250,000	//	普通預金	250,000
-----	---------	----	------	---------

(c) 平成 26 年 6 月 30 日

B 法人への前渡金の建設仮勘定への振替 伝票番号 39

建設仮勘定	250,000	//	前渡金	250,000
-------	---------	----	-----	---------

(d) 平成 26 年 8 月 25 日

B 法人への建設仮勘定の支出 伝票番号 24

建設仮勘定	140,000	//	短期借入金	140,000
-------	---------	----	-------	---------

建設仮勘定	180,000	//	短期借入金	180,000
-------	---------	----	-------	---------

(e) 平成 26 年 9 月 30 日

建設仮勘定の GWH からの振替 伝票番号 36

建設仮勘定	237,600	//	短期借入金	237,600
-------	---------	----	-------	---------

(エ) 木崎発電所に係る監査対応

監査法人による監査及び四半期レビューは平成 26 年 6 月末までの支出を対象に行われている。監査法人に対しては、当時 B 法人との間で締結することを予定している「発電所資産譲渡契約書（案）」を提示し、相殺対象債権の集計に計上されている資産が含まれていることを含め、口頭で確認している。加えて、土地謄本、平面図等を提出のうえ、監査法人が現調を行い、工事の進捗確認を行った。

(オ) 木崎発電所に係る認定事実

a 発電所建設に係る支出の対象目的物

平成 26 年 6 月 27 日以降、GWH グループから B 法人に約 800,000 千円の資金が流出し、これと反対に GW 鹿島に建設仮勘定名目で約 800,000 千円が計上されている。

この建設仮勘定名目で計上する根拠となる売買契約書、工事請負契約書など契約書の開示を GWH に求めたところ、押印した契約書が存在しないとの回答であった。

また、この約 800,000 千円の支出について、いかなる目的で支出されたのかについても、GWH から明瞭な回答が得られなかった。

さらに、上記認定のとおり、木崎発電所については、亥社との系統連携に向けた協議をしているのは GWH ではなく、底地も B 法人の所有物であり、建屋も建設途中という状態であるため、約 800,000 千円もの支出の対象物として合理的に説明できるかには疑義が残る。

なお、GWH から B 法人に前渡金名目で資金が流出しているが、これについても金銭消費貸借契約書などの契約書もなく、いかなる目的で支出したのかは明らかではない。

b 平成 26 年 6 月 27 日付の 250,000 千円の資金移動について

① 平成 26 年 6 月 27 日付で己社と GW 鹿島の間で 250,000 千円の金銭消費貸借契約を締結し、B 法人が己社名義で 250,000 千円を GW 鹿島に振り込んだ。

② 同日付で GW 鹿島の振出による預金小切手 250,000 千円を、L 氏及び O 氏が Q 氏に交付し、GW 鹿島は B 法人に対する前渡金として処理している。

このように 250,000 千円の資金移動が同日に発生していること、B 法人が Q 氏の支配する法人であることに鑑みると、金銭消費貸借契約の要件である金銭の交付があったと評価することに疑義があり、借入を名目とした入金と、建設仮勘定を名目とした出金につき、実態解明が必要である。

イ 那珂発電所

GWH の説明によれば以下のとおりである。

(ア) 那珂発電所の概要と経緯

a 発電所所在地 茨城県那珂市横堀所ノ内 865

b 敷地面積 約 660 m²

c 発電設備容量 2MW

(イ) 那珂発電所の発電機、発電施設の建屋上、付属設備の調達について

発電機、燃料タンク等は、未社から調達予定である。当委員会が視察した時点では、発電施設の建設は未了、発電機は1台納品されているという状態であった。ただし、系統接続は完了している状況で、GW 鹿島に名義変更する予定と聞いている。

(ウ) 那珂発電所に係る会計処理

a GW 鹿島における会計処理

GW 鹿島では那珂発電所関係の支出として以下のような会計処理を行っている。

(a) 平成 26 年 9 月 30 日

未社への建設仮勘定の支出 伝票番号 31

建設仮勘定	59,400	//	普通預金	59,400
-------	--------	----	------	--------

(b) 平成 26 年 10 月 31 日

未社への前渡金の支出 伝票番号 3

前渡金	22,400	//	普通預金	22,400
-----	--------	----	------	--------

(エ) 那珂発電所関連取引に係る監査対応

那珂発電所関連取引については、監査法人による監査及び四半期レビューが実施された対象期間内に取引が行われていないため特に監査対応を行っていない。

(オ) 那珂発電所に係る認定事実

那珂発電所については、建設仮勘定名目の支出根拠となる契約書等が SESC によって押収されており、また、現在、建設に向けた準備が進んでいるという状態であるため、認定するに十分な証拠がなかった。

ウ 長岡発電所

GWH の説明によれば以下のとおりである。

(ア) 長岡発電所の概要と経緯

a 発電所所在地 新潟県長岡市北陽一丁目 53 番地 55

b 敷地面積 約 150 m²

c 発電設備容量 1,6MW

(イ) 長岡発電所の発電施設の工事進捗について

発電機、燃料タンク、建屋は、已社から調達予定である。当委員会が視察した時点では、燃料タンクが設置され、建屋は建設中、発電機の納品は未了という状態であった。

(ウ) 長岡発電所に係る会計処理

a SPCにおける会計処理

(a) 平成26年7月11日

午社への建設仮勘定の支出 伝票番号 57

建設仮勘定 596 // 普通預金 596

発電施設増築に伴うボーリング調査一式を行っている。

(エ) 長岡発電所関連取引に係る監査対応

長岡発電所関連取引については、監査法人による監査及び四半期レビューが実施された対象期間内に取引が行われていないため特に監査対応を行っていない。

(オ) 長岡発電所に係る認定事実

長岡発電所については、建設仮勘定名目の支出根拠となる契約書等が SESC によって押収されており、現在、建設に向けた準備が進んでいるという状態であるため、認定するに十分な証拠がなかった。

(2) 建設仮勘定名目以外でのB法人との金銭の移動

GWH グループとB法人の間には、平成26年2月12日及び同月17日に、GWHが20,000千円をB法人に送金した事実が認められた。

この20,000千円について、短期貸付金として経理処理されているものの、金銭消費貸借契約書はないため、20,000千円の支出の原因が明らかではないと認められる。

図4



(3) GW 電力について

ア GW 電力の設立経緯

A氏、B氏、AC氏からのヒアリングによれば、GW電力は、Q氏から発電所の建設・発電機の取得について勧誘を受ける中で、当初は、ディーゼル発電機をGWHグループで取得することを検討していたが、Q氏から本件補助金は大企業のグループ会社が取得する場合減額されるため、GWHと関係のない会社を設立した方が良いとアドバイスを受けて設立された。つまり、GW電力は、本件補助金のいわば受け皿として設立された会社である。

GW電力の設立に関する実務処理は、A氏のヒアリングによれば、Q氏、T氏らによってなされたとのことである。

イ GW電力の実態

GW電力は設立当初から、GWHの代表取締役であるA氏が株式を所有する会社である。登記情報によると取締役は1名のみであり、当時GWHの常務取締役であり、SPCの代表取締役であったB氏が代表取締役となっていた。

また、当委員会の調査によりGW電力の決算報告書及び総勘定元帳を閲覧した結果以下の事実が判明している。

- ・平成25年6月3日に設立され資本金が10,000千円計上されるものの、当該資本金は未収入金として計上されており、実際の資金の入金はない。
- ・未収入金は平成25年12月4日に振り込まれるものの、平成26年2月7日及び2月10日に貸付金として9,900千円引き出されている。
- ・第1期、第2期、第3期の決算報告書を閲覧したところ、営業活動の実態が推察されるような各種取引は発生していない。

なお、GW電力は平成26年9月5日の株主総会で解散を決議している。

ウ GW電力に対する連結範囲の検討

A監査法人からは、GW電力に関しては、設立時より連結範囲の検討対象となる子会社等に含まれていなかった旨の説明があった。

上記の事実を踏まえ、GW電力について「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号）第7項(2)②及び(3)に照らすと、GWHは財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみてGW電力の意思決定機関を支配していると判断され、GW電力はGWHの「子会社」として認識すべきであった可能性が排除できないと考えられる。

(4) 補助金申請について

ア 本件補助金の申請

GW電力は、平成25年6月3日に本件補助金に係る計画書（運転開始は同年9月20日としている。）を提出した。このときの補助金申請額の内訳は、電気の供給に要する燃料費として461,347千円、新增設等に要する設備工事費として400,000千円であり、補助金の交付額上限である500,000千円の受領と可能とする内容であった。

その後、同月 27 日に GW 電力提出に係る計画は採択された。

しかしながら、平成 25 年 7 月 1 日に開催された補助金採択者説明会にて、燃料費補助は交付決定後から 9 月末までの夏季に支出されたものに限定することが説明された。そのため、GW 電力においては、上記計画では運転開始時期に鑑み、燃料費についてほとんど補助金を受領できないことが予想された。その結果、後述するように、平成 25 年 7 月 25 日付で提出された本件補助金の交付申請書においては、補助金申請に係る経費を設備工事費のみとし、その額も合計 1,011,250 千円に変更されており、補助金の交付上限である 500,000 千円を受領が可能となるように調整されたものと思料される（補助金の交付額の決定方法については第 2.6(2)を参照）。

また、平成 25 年 7 月 10 日ころ、酉社より、GW 電力提出に係る本件補助金申請は、GW 電力、丁社及び辰社の 3 社合同申請になる旨が告知された。

上記燃料費についての補助対象期間の決定や 3 社合同申請となることの告知を受けたことを踏まえ、GW 電力は、平成 25 年 7 月 10 日に、これらの影響に関する問合せを酉社に対して行っている。この問合せに対して酉社よりなされた回答の内容は不明である。

さらに、前述のとおり、GW 電力は、平成 25 年 7 月 25 日、ディーゼル発電機 25 台を辛社から、1 台 40,450 千円、総額 1,011,250 千円で取得し、丁社、辰社の 3 社共同で、茨城県神栖市南浜 3-215 において発電事業を行うという計画の下に、同日付本件補助金の交付申請書を提出した。

なお、本件補助金申請において、SPC は、ディーゼル発電機の保守・メンテナンスを行うという位置づけであった。

イ 交付申請後の変遷

当初の申請後、発電事業を行う場所については、上記の南浜から茨城県神栖市木崎⁷、再び南浜、最後は北茨城にある茨城の施設（以下、「最終実施地」という。）と変遷した。

最終的にどのような経緯を経たかは不明であるが、最終実施地にて補助事業を行うことが認められ、平成 25 年 9 月 17 日、補助金交付決定が GW 電力宛てになされた⁸。

その後、本件補助金の当初の計画及び交付申請書では、平成 25 年 9 月 20 日が補助事業完了日とされていたが、亥社との系統アクセス工事の工期が延期されたことを理由に、平成 25 年 9 月 27 日又は同月 30 日ころ、補助事業完了日を平成 26 年 2 月 20 日とする計画変更承認申請書が提出され、承認された⁹。

⁷ 木崎で行う旨は誤りであったとして、GW 電力担当者より平成 25 年 8 月 7 日に撤回されている。

⁸ 交付決定通知書の日付は平成 25 年 7 月 25 日。以下では度々実際に交付された日よりも前の日が作成日付となっている書類（いわゆるバックデートの書類）が見受けられるが、酉社からの聞き取りによれば、一般論として、交付決定を出している案件については、可能な限り、補助金の交付を受けられるようにサポートはするので、バックデートの書類が作成されている可能性は否定できないとのことである。

⁹ 実際に提出された申請書の日付は平成 25 年 9 月 10 日である。

しかるに、平成 26 年 2 月 20 日を過ぎても、GW 電力からは補助事業が完了した旨の報告がなされず（実績報告書という書類を提出することになっている。）、平成 26 年 3 月 4 日に GW 電力は西社から実績報告書の準備状況について問合せを受けている。かかる督促の結果、GW 電力は、平成 26 年 3 月 7 日に実績報告書のドラフトを提出し（ただし、ドラフトの日付は平成 26 年 2 月 20 日付である。）、同月 10 日には最終実施地にて現地確認が行われている。

実績報告書のドラフトの提出及び現地確認の結果を踏まえ、西社は、GW 電力に対し、補助金交付要件充足を確認するための更なる問合せを行った。その中で、西社は、平成 26 年 4 月 4 日に Q 氏からの回答を契機として、補助事業を行っている主体が GW 電力ではなく丁社であることを認識した。そこで、西社は、従来の申請者は GW 電力であったにもかかわらず、丁社に補助事業実施主体が変更された経緯等について問合せを行った。

かかる問合せに対し、Q 氏は、当初は GW 電力・丁社・辰社の 3 社共同で発電事業を進める予定だったが、GW 電力・辰社は本件補助金の対象とならないバイオマス発電事業をする計画に変更したと説明し、その経緯を説明する資料として合同発電所事業計画変更協議確認書というタイトルの、本件補助金に関する GW 電力の権利義務を丁社に承継する旨の合意書を提出した¹⁰。その上で、GW 電力は、かかる合同発電所事業計画変更協議確認書も添付した計画変更承認申請書を平成 26 年 5 月 21 日頃に西社宛に提出した（ただし、実際に提出された申請書の日付は平成 25 年 10 月 4 日である。）。なお、この頃に丁社名義の実績報告書も西社宛に提出されたものと思料される（ただし、当委員会が入手したドラフトは平成 26 年 2 月 15 日付である。）。

以上のような経緯を経て、丁社は西社に平成 26 年 5 月 26 日付精算払請求書を提出し、本件補助金 500,000 千円を受領した。

Q 氏、B 氏らは、ディーゼル発電機 25 台を 1,011,250 千円で辛社から GW 電力が仕入れる旨の平成 25 年 9 月 13 日付「Sales Contract for Diesel Generator Unit」、辛社から GW 電力宛での 1,011,250 千円の平成 25 年 9 月 13 日付収据、GW 電力と C 組合間の売電契約書などを本件補助金申請の過程で、西社に対し、提出した。

これらの書類は、申請者が GW 電力であったため、GWH から B 法人に出向していた A C 氏が GW 電力の代表取締役であった B 氏に報告し、その了承を得た上で、行われていた可能性がある。

このように、本件補助金申請の過程で提出された書類は、本件発電機の辛社からの購入者、購入金額などの点で、GWH の主張と矛盾するものとなっている。

このような GWH の主張と矛盾した書類が存在し、それを GWH 関係者が接していたことも、本件仕入販売取引の実在性を疑わせる一つの事情と評価することができる。

¹⁰ 実際の日付は平成 25 年 10 月 14 日であり、西社も一部について文言の調整を指導している。

第4 認定事実に基づく会計的影響

1 会計処理

本件調査の調査目的において、個別具体的な訂正仕訳や過年度への期割りを対象としていないこと、SESCによる特別調査が行われているという特殊性を踏まえ、各期における決算訂正額についての具体的な記載は行っていない。

(1) 発電機取引

GWHが会計処理した発電機に係る仕入取引及び販売取引については、第3において認定した事実に基づくと、輸入取引であるところの仕入取引が非実在であると認められることから、当該仕入取引を前提とする販売取引についても成立する余地はなく、意図的であったか否かの認定はなしえないが、その経済的実態からは、実在する別の輸入取引になりすました取引であったと評価される。

よって、本件発電機に係る仕入取引及び販売取引については、会計事象が存在しないため、取引時点において、取消すべき取引であると思料される。

(2) 発電機取引に係る資金決済取引

(1)において、発電機取引そのものが不存在であると認められることに伴い、発電機取引に係る資金決済取引の性格について下記のとおり検討した。

ア 平成25年7月18日の50,000千円の支出

本件調査において、本件取引が不存在であることが認められたことから、庚社への支出は原因のない支出であると評価され、前渡金ではなく庚社に対する不明朗な支出として会計処理することが適切と思料されるが、実態解明如何によっては、その他の会計処理の可能性を排除するものではない。

イ 平成25年11月27日の100,000千円の入金と67,600千円の支出

本件調査において、丁社におけるSPCへの振込と、戊社における現金出金がGWH関係者によってなされていること、丁社からの入金のお原資がA氏の資金であって、その一部が戊社の現金出金を介してA氏へ還流していることが認められた。よって、SPCにとっては、A氏又は丁社からの原因のない入金であり、A氏又は戊社への原因のない支出であると評価される。なお、戊社における現金出金から先については、資金の流れが十分には解明できていないため、実態の解明が求められるところである。

以上より、当該偽装回収の実態を踏まえると、入金取引はA氏又は丁社への債務、出金取引はA氏への弁済又は戊社への不明朗支出として会計処理することが適切と思料されるが、実態解明如何によっては、その他の会計処理の可能性を排除するものではない。

ウ 平成26年2月6日の小切手

本件調査において、当該小切手は効力を有しないと認定されていることから、その受渡

しによる取引自体が不存在であり、会計処理としては仕訳なしとすることが適切と思料される。

エ 平成 26 年 4 月 2 日の 10,000 千円の入金

本件調査において、丁社から SPC への入金が GWH 関係者によってなされていること、丁社からの入金の原資が A 氏の資金であることが認められた。

当該偽装回収の実態を踏まえると、入金取引は A 氏からの原因のない入金であり、A 氏又は丁社への債務として会計処理することが適切と思料されるが、新たな事実の判明如何によっては、その他の会計処理の可能性を排除するものではない。

オ 平成 26 年 6 月 30 日の 272,600 千円の入金

本件調査において、丁社から SPC への入金が、丁社名義の口座からではなく、B 法人名義の口座からなされていると認められた。そもその販売取引が不存在であることから、B 法人からの原因のない入金であると評価される。よって、第 3 の箇所にて検討したとおり、B 法人に対する不当利得返還債務が残ることになるが、実態解明如何によっては、当該入金が B 法人からの原因のない入金との認定に至らない可能性を排除しない。

(3) 木崎発電所に係る建設仮勘定による支出

本件調査において、支出の裏付けとなる契約書等の原本が存在せず、支出の対象物が確知できない状況であることが認められており、当該建設仮勘定についての実態が判然としない。

実態解明のためにさらに深度のある調査を実施する必要があると認められるため、本報告書時点では、建設仮勘定の資産性の有無や、当該建設仮勘定を損失処理若しくは損失処理以外の処理をすべきといった会計処理の方向性を示すには至っていない。

(4) 建設仮勘定名目以外での B 法人への支出

本件調査において、支出の裏付けとなる契約書等の原本が存在せず、支出の対象物が確知できない状況であることから、当該貸付金についての実態は判然としない。

(3) の木崎発電所に係る建設仮勘定と同じく、実態解明のためにさらに深度のある調査を実施する必要があると認められるため、本報告書時点では、どのように会計処理をすべきかについては言及しない。

(5) GW 電力の連結検討

GW 電力については GWH の子会社として認識すべきであった可能性が排除できないため、連結範囲の検討を行う必要があると認められた。

ただし、重要性の観点より、連結子会社とならない可能性については排除しない。

2 財務報告に係る内部統制

(1) 内部統制報告書

GWHは、平成26年6月期の内部統制報告書において、「財務報告に係る内部統制は有効である」旨を記載している。

(2) 平成26年6月期に係る内部統制評価

GWHにおいては、平成26年6月期における内部統制評価のために「評価計画」I. 内部統制制度の運用・評価に係る全体計画書 1. 目的・方針 の中で“金融商品取引法の規定により実施されている「内部統制評価監査制度」に向けて、信頼性のある財務報告のためGWHグループ内における内部統制の運用を実施し、確立された内部統制の評価・報告制度を維持する”とし、同計画のなかで2. 推進組織として、取締役会の派生委員会として内部統制委員会を設置し、委員長はA氏、副委員長はB氏とし、当委員会は、信頼性のある財務報告のための内部統制の運用・評価・報告にかかる計画の承認、整備・運用状況の監督を行い、内部統制評価・報告制度の実施に対して責任を持つ組織である、としている。

また、同計画の中では、年間計画の策定として、評価範囲の決定について以下のように記載している。

- ・新たに投資を実行した会社について、売上額の重要性を考慮し、全社的内部統制、決算・財務報告プロセス、業務プロセスのそれぞれについて評価範囲に含めるかどうかの検討を行う。
- ・全社的内部統制、決算・財務報告プロセスについては、各会社の重要性に応じて評価範囲を決める。
- ・業務プロセスについては、原則として、内部売上消去後の連結売上ベースで2/3を超える金額をカバーするまで、親会社から子会社の売上の大きい順に重要な事業拠点として範囲に含める。
- ・評価範囲に含めた業務プロセス以外に重要なプロセスがあれば、個別に評価範囲に追加する。

上記をもとに評価計画の中では、IV. 評価範囲の決定 1. 全社的な内部統制及び全社的な決算・財務報告プロセスの選定 2. 事業拠点の選定 においてSPCを範囲に含め、3. 重要な科目の選定においても、SPCの売上、売掛金、棚卸資産を範囲に含めることとしている。なお、平成26年6月期におけるSPCの売上高は1,336,000千円とグループ全社の中で最大の売上高となっている。

評価結果は、不備検討表に一覧されているが、SPCにかかる不備は検出されていない。また、GWHについては、不備検討表にて2点不備が検出されているが、いずれも重要な不備には該当しない旨、記載されている。なお、2点の不備はいずれもSPCとは無関係の取引にかかるものと読み取れる。

(3) 内部統制評価体制についての検討

GWHの内部統制評価資料を閲覧したところ、監査役J氏が評価を実施し、L氏が承認を行うという評価体制であったことが確認された。この評価体制につき、J氏及びL氏へヒアリングを実施したところ、評価資料に記載のとおり評価体制であることを認めている。

監査役が内部統制評価を実施すること、さらには監査役が実施した結果を従業員が承認することについては、内部統制報告書制度が想定しているところではない。「内部統制報告制度に関するQ&A」(金融庁総務企画局)の問30において、「経営者評価と監査役監査」という項目が設けられているが、制度趣旨や監査役という役職の意義を考えると、GWHは適切な内部統制評価の実施体制が構築されていなかったものと認められる。

(4) 全社的な内部統制についての検討

本報告書記載の事実に基づき、GWH及びSPCの「財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価質問書」の評価項目の内容を検討した結果は、下記のとおりである。

ア 「1.1 誠実性及び倫理観」

本件取引において、GWHの代表取締役により、異常取引を原因とする滞留債権の回収を図ることを目的とする入金、2度にわたり実行されたことから、不備があると思料する。

イ 「1.2 経営者の意向及び姿勢」

GWHが会計処理をなすにあたり、取引等の会計事象が発生した後に、当該会計事象を解釈するため、事後的に契約書等が調べられるといった状況が確認された。すなわち、バックデートにより証憑を作成することで、後付けの会計処理が可能であった状況にあり、当該項目につき不備があると思料する。

ウ 「1.4 取締役会及び監査役」

後述する通り、GWHの取締役会及び監査役会には各種問題が存在するところ、本件取引において取締役又は監査役による、経営者の適切な監督・監視の体制が有効に機能してはいなかったと認められる。

また、監査役である者が、人事や債権回収といった業務執行をなしているなど、監査役として期待される監視機能が果たされる状態にはなかったことから、当該項目につき不備があると思料する。

エ 「1.5 組織構造及び慣行」

GWHの組織風土として、影響力のあるワンマン経営者が存在しており、問題や疑問を呈する組織風土にはなかったことがヒアリングより確認されていることから、当該項目について不備があると思料する。

オ 「1.6 権限及び職責」

本件取引では、相手方の指示に従うようにというトップの命令の下、批判等が許されない中で取引が進行していった状況が認められている。GWHにおいては、かようなトップ案件が存在しており、あたかも治外法権のような形で、実質的に相互監視が機能しない状態であったことが確認されていることから、当該項目について不備があると思料する。

カ 「1.7 人的資源に対する方針と管理」

GWHのレピュテーションに起因して、優秀な人材が集まりにくいことは、経営者が自認しているところである。本件についても、社内に貿易実務に明るい者が存在していないにもかかわらず、発電機の輸入取引を実行しており、事業に対する人材がアンマッチであることは明らかであることから、ビジネス上のリスクは高いと認められ、当該項目に不備があると思料する。

キ 「2.1 リスクの評価と対応」

GWHにおいては、本件に限らず、取引先のみならず、役員も含めた事前の与信調査等が十分に実施されているとは認められなかったことから、当該項目について不備があると思料する。

ク 「3.1 統制活動の方針と手続」

当該項目の評価において、整備及び運用状況につき、「内部統制システム構築の基本方針に従い、各業務フロー及び統制が設計され、業務分掌規程・職務権限規程において、業務の分掌、権限・職責の分担が定められ、業務記述書、フローチャートにおいてその業務内容が明確に定められている。」と記載されているところ、評価の問題点において「フローチャート、業務記述書は、整備されていないものの、内部統制規程、業務分掌規程、稟議規程等により統制活動が適切に業務に組み込まれている。」として評価結果は良好であると結論付けている。しかしながら、そもそもの整備及び運用状況の把握が誤りであることから、整備及び運用状況の再確認が必要であることは明らかである。

ケ 「4.1 社内での情報と伝達」

GWHの役員へのヒアリングの中で、本件取引に係る情報の共有が十分になされていなかったという指摘があり、実際に各種会議体において、それらを議題として討議されている状況が確認されていないことから、重要情報の共有体制に問題があったと認められ、当該項目に不備があると思料される。

なお、評価の問題点において、「関係会社への情報伝達は、関係者全員に情報共有（メールでCc）することで、適切に伝達されている。」などと記載されているところであるが、情報の周知徹底がメールのCcでなされると考えることは安易に過ぎることに加え、IT統制上の問題点もあると思料されることから、評価項目につき再検討が求められる。

コ 「5.2 独立的評価」

GWHは、内部監査部門が組織図上は存在しているものの、その担当者については空席であり、独立的評価の担い手の内部監査部門が有効に機能していなかった。監査役へのヒアリングからは、監査役が業務監査を十分に実施できる体制にはなく、実施していなかったとの供述に基づく、GWHの業務に係る独立的評価は、実質的に実施されていなかったため、当該項目について不備があると思料する。

また、子会社においては、親会社の内部監査部門によって子会社の独立的評価がなされている旨、記載されているところであるが、そもそも内部監査人が不存在であるため、グループ統制として不備不備があると思料される。

サ 「6.2 ITの利用及び統制」

GWHでは、私物のPCや携帯電話が、会社の業務の用に供されていることが把握された。このことは、上場会社の情報管理上望ましい状態では決してないことから、適切な情報管理体制を構築する必要がある。

(5) 業務プロセスに係る内部統制についての検討

・資金決済プロセス

ア 小切手の取り扱い

本件取引における小切手について、社内において明確な手続き等が定められていないため、回収により入手した小切手を銀行に持ち込むといった行為がなされていなかった。

このため、銀行に持ち込むことにより、本件取引の異常性を発見する機会を逸した可能性がある。

イ 入出金のルール

本件取引における入金につき、契約書等の主体と実際の入金名義が異なっている事象が検出されている。

また、支払いにつき何を対象としているのか確知できない支出が存在している。

資金取引の重要性に鑑み、入出金管理体制の見直し及び強化が必要不可欠である。

(6) 決算・財務報告プロセスに係る内部統制についての検討

ア 会計監査人による評価

GWHは、決算・財務報告プロセスに係る内部統制について評価しているが、前任監査人であるA監査法人は、その結果には依拠することなく監査を実施していた旨、ヒアリングにおいて述べている。よって、GWHの決算・財務報告プロセスに係る内部統制については、監査人が依拠できるレベルではなかった可能性がある。

イ 勘定残高の変質

GWHの勘定残高については、特に契約等が存在しないにも関わらず、その性質が変化している事例が検出された。例えば、本件取引における前渡金であれば、当初は発電機購入のための頭金かバンクギャランティであるという説明であったところ、いつの間にか発電事業における頭金であると話が変わってきている。一因としては、「1.2 経営者の意向及び姿勢」にも記載したとおり、後から会計事象を解釈するための契約書等を調えることが可能な環境がある。

このように二転三転すること自体が異常事態であり、会社としての公式な主張が存在しないこととなるため、決算・財務報告プロセスにおける不備として指摘する。

(7) 結論

上記検討の結果、GWHの全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスにつき、不備が存在していたと認められる。

よって、平成26年6月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備が存在していた可能性が排除できない。

第5 本件取引の原因分析

日弁連ガイドラインにおいても言及されているとおり、当委員会の任務には、関係者の法的責任の追及は含まれない。以下の分析は、次の「第6 提言」にて述べる再発防止策を検討する目的でのみ、行うものであり、当委員会として、GWH または各個人の法的責任につきなんら認定・判断するものではないことを強調しておく。

1 ワンマン体制の構築

(1) GWH の権限規程等

GWH の常勤取締役は、代表取締役社長であるA氏1名のみであり、必然的にA氏に情報と権限が集中する構造になっている。また、GWH の権限規程のうえでも、取締役会の決議事項は、年度経営方針に基づく各部の運営方針、計画、方法等の決定など基本的な事項のみで、稟議決裁権限の大半は、代表取締役の決定事項とされている。

このような取締役会の構成及び権限規程は、代表取締役への情報と権限の集中という意味での「ワンマン体制」が構築される構造的な背景となっていた。

(2) 役員及び従業員の認識

実際、GWH の役員や従業員のヒアリングを実施すると、A氏が決めた事項について異議を唱えることは難しいと述べる者、A氏のリーダーシップに全幅の信頼を寄せている旨の供述をする者の双方が存在した。いずれにしても、A氏がGWHにおいて他の役職員に対し圧倒的な影響力を持っていたことを示唆するものである。

A氏の圧倒的な影響力の一例を挙げると、A氏の指示でB法人において執務していたAB氏が、A氏の信頼するQ氏に不信感を抱き、Q氏に対して異議・疑問を呈すると、A氏の命令でB法人での業務から外されたといった事実がある。

また、社外取締役であるC氏に対するヒアリングによれば、同氏は、電力事業について、バイオ発電の事業遂行には困難性が伴うため、事業の取引先を含め十分な検討が必要であると考え、実績のない法人・個人と取引するに当たっては、その取引相手について十分な信用性調査をするようにとA氏に進言していた。しかし、そのような進言をするようになってから、C氏に対しては、信用調査や本件発電機の売買契約についての報告がなされないようになったとされる。

このように、GWHにおいては、圧倒的な権限を有するA氏に対して、意見を具申できる者がいないという企業風土が形成されていたと考えられる。

(3) 本件取引がA氏とQ氏のいわゆる「トップ案件」であったこと

上述のような意味での「ワンマン体制」の下、A氏は、GWHからB法人に出向している従業員に対し、以下のような指示、姿勢を示していた。そのため、これらの従業員は、

木崎の発電所事業及び本件取引に係る業務は、A氏が他の役員及び従業員の意思を度外視し、自らの意思に基づいて強く推進するという意味での、いわゆる「トップ案件」であるという認識を持っていたと考えられる。そしてこの認識は、基本的には出向者以外のGWH役職員においても共通していたと考えられる。

① A氏は、今後は木崎発電所を含む発電事業に注力するため、B法人に出向させていた従業員に対して、全てQ氏の指示に従うよう指示していた。

② A氏は、Q氏との取引に疑問を抱き、その見直しをA氏に対して伝えたB法人出向従業員に対して、リターン大きい取引にリスクは付き物だなどと話して、耳を傾けなかった。

③ 前述のとおり、A氏は、Q氏に対して異議・疑問を呈していたA B氏をB法人での業務から外した。

A氏による「ワンマン体制」の下、上述のような意味での「トップ案件」と位置付けられたことにより、A氏の強い意志の下に、本件取引は、他の役員または従業員による容喙を許さず推進され、引き返すことができなくなっていったと考えられる。

2 ワンマン体制によるガバナンス及び業務執行プロセスの機能不全

A氏によるワンマン体制は、以下に詳述するような業務執行プロセスにおける機能不全をもたらしており、本件取引に関する諸々の問題は、このようなGWHの社内風土の下で生じた必然的な結果といえる。

(1) 取引相手の属性調査・信用調査の不備

GWHにおいては、本件発電機取引の相手方である丁社の信用調査を外部信用調査機関に依頼し、平成25年8月5日には、登記事項証明書上の本店所在地の現地調査の結果、物置と見られるプレハブ2棟と廃棄処分となった資材等が放置され、人の気配もないことなどが記された調査報告書の提出を受けていた。にもかかわらず、GWHにおいて丁社との取引を中止ないし再検討した形跡は認められない。いわば、調査はしたものの、形式的な調査に留まっていたものである。

そして、本件取引の中心人物であるQ氏個人については、少なくとも本件取引開始当時においては、その信用力や反社会性に関する基本的な調査さえ行っていない。

これは、本件取引が、前述のような意味でのいわゆる「トップ案件」であるため、信用調査の結果が本件取引を行うかどうかの意思決定に活かされず、Q氏の属性については、調査の必要性さえないものと思われていたためと考えられる。

(2) 合意内容の裏付確認・検証不全、その意識の欠如

本件調査の過程では、GWHの役員、従業員の契約書や通関関係書類等に対する意識の低さが明らかとなった。その例を以下に述べる。

ア 壬社と丁社の売買契約書、通関関係書類等

後述のとおり、SALES CONTRACT 及び通関関係書類は、GWH の複数の役員・従業員に送付されており、これらの書類に目を通せば、本件発電機の売買契約の当事者が壬社及び丁社であり、SPC 及び辛社は当事者ではないことが分かる。

それにもかかわらず、GWH の従業員によれば、これらの書類については、当事者についても、金額についても、いずれも見た覚えがない、見ていれば GWH の中で報告しており、問題になっていたはずであるし、見なかったのはQ氏の言うスキームを鵜呑みにしたからである、とのことである。

仮に当該供述が真実であったとしても、重要な取引である本件発電機の売買に関連する契約書や通関関係書類について、契約の当事者、金額も一切見ずに関係者の発言のみを信じて取引を進めていたということになる。

このような杜撰ともいえる業務遂行の原因についても、前記のとおり、GWH の役員・従業員に、本件取引がいわゆる「トップ案件」であるという認識があったためと考えられる。

イ 不明瞭な前渡金及び建設仮勘定

GWH は、SPC を通して、平成 25 年 7 月 18 日、50,000 千円を庚社に振り込んでいるが、これにつき GWH も SPC も、庚社等とは何の合意書も交わしていない。そして、本件調査において、その振込みの趣旨や、何故振込先が庚社なのかについて GWH に質問を行っても、本件発電機の仕入代金の前渡金、または、バンクギャランティであるという曖昧な回答しか得られなかった。

更に、GW 鹿島に係る建設仮勘定については、合計 807,600 千円もの多額の資金を、B 法人に流出させながら、何らの合意書も交わしていない。

このように、GWH グループにおいては、多額の金銭について趣旨・目的を明らかにせず、契約書も作成しないまま流出させ、本件調査に対しても、その趣旨・目的等を明確にすることができないでいる。このような事態の原因も、本件取引や木崎発電所にかかる事業、ひいては新規事業としての発電事業全体が、GWH の役員や従業員の間では前述のいわゆる「トップ案件」という認識であったため、A 氏に対し、意見を述べるができなかったことにあると考えられる。

3 ワンマン体制の構築・維持を許した要因

前出のようなワンマン体制の構築・維持を可能にしたのは、以下に述べるような、GWH グループにおけるコーポレート・ガバナンスの機能不全であると考えられる。そしてまた、こうしたコーポレート・ガバナンスの不全自体がワンマン体制の結果であるともいえ、ワンマン体制の構築・維持とコーポレート・ガバナンスの機能不全とは、表裏一体を成していたと考えられる。

(1) 取締役会による検証・牽制が働かなかったこと

ア GWH の取締役会

以下に見るように、GWH ないし GWH グループにおいては、その社内規程上も、運用上も、取締役会によって代表取締役の業務執行を監督・是正できる体制が整っていなかったと考えられる。

(ア) SPC の管理

本件仕入契約及び本件販売契約は、GWH の子会社である SPC にとって、重要な財産の処分に該当する可能性が高い¹¹。

しかし、GWH グループでは、このような場合でも、親会社たる GWH の取締役会の承認を得るべきことを定めた規程がなかったため、GWH の取締役会において本件取引の承認に係る討議・決議の機会を持つことができなかった。

また、GWH は、SPC の株式の大部分を保有する以上、自社の資産管理の観点からしても、本件取引は重要な業務執行（会社法 362 条 4 項柱書）として取締役会決議を経るべきと考えられるにもかかわらず、実際には、これをしていない。

結果として、GWH は、他の取締役及び監査役において本件取引にかかる A 氏の業務執行を牽制する機会を失っている。

(イ) 平成 26 年 6 月期第 1 四半期決算短信

GWH には、本件発電機取引の売上を計上した平成 26 年 6 月期第 1 四半期決算短信を承認する旨の平成 25 年 11 月 12 日付け取締役会議事録が存在する。しかし、同日付の監査役のメールには、同日の取締役会の開催は「時間的に困難であるため、添付の資料に基づきまして、決議をお願いしたいと思います」とあり、実際には取締役会は開催されず、議事録のみが作成されたものと推認される¹²。

ここでは、法令に反する運用により、本件取引にかかる会計処理について取締役会で検証する機会を逸していることとなる。

(ウ) GW 鹿島の管理

なお、GW 鹿島についても、建設仮勘定名目で 807,600 千円の資金が B 法人に流出していた。その金額の大きさ及び GW 鹿島の役員が A 氏一人しかいなかったことに鑑みれば、親会社である GWH の取締役会において支出の前に十分な議論をする必要性が極めて高かったことは SPC の場合と同様である。にもかかわらず、GWH において、これに係る取締役会決議はなされていない。

¹¹ 本件発電機の仕入価格が 656,250 千円の場合、平成 25 年 6 月期の総資産 308,095 千円の約 2 倍、売上が 971,250 千円とすると平成 25 年 6 月期の年間の売上高の約 3 倍に相当する。

¹² 上記監査役からのメールに対しては、一部の取締役から「本件発電機取引に関する売上計上、入金状況の詳細について説明がないこと、取締役会での意思決定等を含めた GWH のコンプライアンス体制について疑念があることから、平成 26 年 6 月期第 1 四半期決算短信の承認に反対する」旨のメールが発信されている。したがって当該の議事録は、取締役会の書面決議（会社法 370 条）としても効力を有さず、平成 26 年 6 月期第 1 四半期決算短信の承認については、取締役会決議そのものが不存在であると考えざるを得ない。

イ SPC の取締役会の検証・牽制

前述のとおり、本件仕入契約、本件販売契約は、SPCにとって重要な財産の処分に該当する可能性が高い。したがって、GWH の取締役会決議もさることながら、まず SPC 自身の取締役会で慎重な議論、検討を尽くして、決議をすべきであった（会社法第 362 条第 4 項第 1 号）。

にもかかわらず、本件調査で得られた資料・ヒアリング結果では、これが行われた形跡がみられない。GWH にあっては、子会社においても、取締役会による業務執行に対する監督機能が働いていなかったのである。

(2) 監査役・監査役会の機能不全

ア GWH の監査役及び監査役会

本件取引は、GWH グループにとって新規の取引先との取引であり、かつ GWH グループの売上高の大部分を占めることとなるものである。したがって、本来であれば監査役及び監査役会としても、代表取締役の業務執行の適正を確保する見地から、強い関心を持ってその内容の把握に努めるべきものである。

しかしながら、GWH 監査役に対するヒアリングによれば、本件取引について、監査役ないし監査役会において検討をしたことはなかったとのことである。のみならず、GWH においては、そもそも監査役及び監査役会において、例えば取引に係る意思決定のプロセスや契約の締結プロセスについて、その適正性・妥当性を検証する職務を実施していたこと自体が認められない。

このように、GWH においては、監査役及び監査役会が、代表取締役の業務執行を監査し、牽制する機能を果たしていなかったと考えられる。これもまた、A 氏によるワンマン体制の構築・維持を可能にし、ひいては本件取引を止めることができなかつた原因の一つであるといえることができる。

イ SPC の監査役

ヒアリングの結果からは、SPC の監査役は、Q 氏が信用できない人物であると認識し、A 氏に対して、Q 氏との取引をやめるよう進言してきたことが認められる。

しかしながら、当該監査役自身が、監査役といっても名ばかりであり、A 氏の指示通りに動いていること、自分の一存で A 氏の決めたことを止めることはできないと述べるなど、SPC においても、監査役が監査役としての機能を果たしていなかったことが明らかである。

(3) 内部監査室の不設置

また、GWH では、規程上、内部監査室が設置されているが、人員は配置されておらず、設置がないと同様の状態となっている。このような状態も、業務プロセスの適正性の維持を困難にし、ひいては代表取締役のワンマン体制を支える一要素となっていたと考えられる。

(4) 内部通報制度の機能不全

現在の GWH の内部規程によれば、内部通報制度そのものは存在するものの、窓口は内部監査室とされ、外部の通報窓口は設置されていない。代表取締役のワンマン経営が定着している現在の GWH の企業風土の下では、社内の通報窓口が有効に機能しうる状況とは言い難く、コンプライアンス体制について理解のある独立した外部の通報窓口を設けていなかったことも、ワンマン体制の維持を許す一要因となり、ひいては本件取引の問題を生んだ要因の一つと考えられる。

(5) 契約書の管理体制の不備

当委員会の調査により、本件発電機の SPC と丁社の売買契約書など重要な契約書のバックデートによる作成・修正が頻繁に行われていたことが明らかになった。また、本件取引に関与した複数の役職員に質問した結果でも、本件取引に関連する契約書の原本を保管しておらず、原本の作成の有無自体についても不明とのことであった。このような状況においては、どの契約書が最終的なものであるかを把握することができず、事後的な確認すらままならない。

このような体制不備によって、取引の契約書上の主体や取引金額等を明確に把握しないことが通常となり、結果として、本件取引を中止することのできなかつた原因の一つとして挙げられる¹³。

4 本件取引において現れたワンマン体制の弊害の検証

上述したワンマン体制は、本件取引の開始時の意思決定過程の場面・本件取引の継続判断の場面のそれぞれについて弊害をもたらしている。ワンマン体制の弊害を、本件取引の流れに即して再構成し、詳述すれば以下のとおりである。

(1) 本件取引開始時の意思決定過程における弊害

上記のようなA氏のワンマン体制によるガバナンス不全及び業務執行プロセスの機能不全は、本件取引の開始時における意思決定過程においても、以下に挙げるとおり如実に表れている。

- ① 本件取引は、GWHにとって新規事業であり、かつ、GWHの主張によれば、本件仕入契約に基づく本件発電機の売買代金額は、合計 656,250 千円と高額であるにもかかわらず、その契約締結に際して、GWHにおいて取締役会はおろか投資委員会すら開催されず、全てA氏の主導で実行された。
- ② 前記のとおり、本件販売契約の相手方である丁社に対する信用調査を行うも、

13 さらに、今回の調査対象となった契約書（発電機売買に関する丁社やB法人等との取引を含む）の中には、上場企業として当然定めておくべき、契約相手が反社会的勢力でないことの確約や反社会的勢力であると判明した場合の解除条項が定められていないという不備が認められた。

本件取引開始にあたり、その調査結果を踏まえた判断がなされなかった。

- ③ 本件取引の主たる相手方たるQ氏に対して、その信用力や反社会性に関する調査を行うことなく、全面的に信頼して本件取引を開始した。
- ④ 本件取引を実行するために、厳しい資金繰り状況下にもかかわらず、個人から50,000千円を借り入れて、何らの契約も締結することなく、Q氏の指示のみに従って、信用力等につき不明な庚社に対して金銭を払い込んだ。

(2) 本件取引の継続判断における弊害

本件仕入契約に関しては、仮に、これに関与したGWHの役員及び従業員が、取引開始時にその不存在を認識するに至らなかったとしても、以下の通り、本件取引の実行過程において、本件仕入契約の当事者が辛社とSPCではないことを認識する機会があったと思われ、当該時点において本件取引の継続を止めることが可能であったと考えられる。しかしながら、A氏のワンマン体制によるガバナンス不全及び業務執行プロセスの機能不全がもたらす社内風土が定着していたGWHの役員及び従業員は、本件取引の問題を認識することなく又は問題を認識しながらもそれを看過して本件取引を継続したものと見える。

ア GWHの従業員による問題の発見及び解決の可能性

GWHの従業員は、その業務過程において、前記認定の本件発電機に係る通関関係書類や壬社及び丁社間のSALES CONTRACTを確認すれば、①本件発電機の輸出者が壬社であり辛社ではないこと、②本件仕入契約のコントラクトナンバーと通関関係書類の船荷証券番号等が一致しないこと、③通関関係書類に記載の本件発電機の単価と本件仕入契約の単価が乖離していること、を認識することが可能となる。この点、当委員会の調査の過程で確認したメールによれば、複数のGWHの役員及び従業員が、かかる通関関係書類や壬社及び丁社間のSALES CONTRACTを受領していることが認められた。

したがって、これら役員及び従業員は、遅くとも、上記各書類を確認した時点においては本件仕入契約の内容に疑問を抱くことが可能であったと考えられる。しかしながら、A氏のワンマン経営によって生み出された以下のような事情によって、当該役員及び従業員は、業務プロセスにおいて、自ら問題を発見し解決しようとはせず、A氏及びQ氏の指示のみに従って機械的に業務を行うようになり、その結果として、本件仕入契約の問題を認識することができず、また、仮に認識していた場合でもその問題を解決することができなかったものといえる。

- ① A氏は、本件取引に関連する業務を担当するためにB法人に出向させていた従業員に対して、全てQ氏の指示に従うよう指示していた。
- ② A氏は、Q氏との取引に疑問を抱き、その見直しをA氏に対して伝えた従業員に対して、リターンの大きい取引にリスクは付き物だなどと話して、耳を傾けなかった。

③ A氏は、Q氏に対して意見を言っていた出向社員をB法人での業務から外した。

イ A氏による本件取引の問題の認識及び解決の可能性

SPC と丁社間の本件販売契約に売買契約書においては、売買代金全額の支払日（以下、「本代金支払日」という。）が平成 25 年 10 月 31 日と定められており、同月 18 日に開催された本件発電機の売買契約及び支払い条件等を確認するミーティング（出席者：Q氏、B氏、Z氏）において、Q氏は、間違いなく同月 31 日までに売買代金全額を支払う旨の発言をしていた。にもかかわらず、当該売買代金の入金はなされなかったのであるから、A氏は、丁社からの売買代金の支払いがないことに疑問を持って、Q氏に本件取引の実現可能性について詳細に確認すると共に、GWH の社内においても調査を指示することは可能であったと考えられる。

また、Q氏は、平成 25 年 11 月上旬に、平成 26 年 6 月期第 1 四半期決算短信の発表（平成 25 年 11 月 12 日に公表）までには、本件販売契約の売買代金として 300,000 千円は支払えると発言したにも関わらず、その支払いすら実行されることはなかった。

このような状況下で、A氏は、前記のとおり、本件販売契約に係る丁社の SPC に対する売買代金の支払いを目的として、平成 25 年 11 月 27 日に 100,000 千円を拠出し、同金銭はQ氏及び丁社を経由して、SPC に支払われているが、当該金銭の一部（A氏個人の口座への入金を確認できたものは 15,000 千円）が、翌日に、戊社を経由してA氏に還流している。このような、正常とはいえない取引資金の流れを認識した時点において、A氏は、Q氏に対して辛社からの請求を確認する等して本件取引の実現可能性について詳細に確認すると共に、GWH の社内においても調査するよう指示することは可能であったと考えられる。

しかしながら、ヒアリングの結果によれば、A氏は、このような事態に直面した時点に至っても、なおQ氏を信頼し、自らの投資判断を見直すこともなく、いざれリターンを得られると信じて疑わず、本件取引を見直すこともなかったというのである。このような判断が貫徹できてしまうのは、「ワンマン体制」の産物と評価せざるを得ない。

第6 再発防止策の提言

「第5 本件取引の原因分析」で述べたとおり、本件取引が行われてしまった背景には、代表取締役によるワンマン体制の下、それに対する取締役／監査役による監督機能が果たされず（内部監査等の不存在的組織上の欠陥も含む）、全社的にコーポレート・ガバナンスが機能しなかったとともに、コンプライアンス意識が希薄となっていたという状況がある。そしてそのさらに根本には、A氏の決定事項に対し役職員が異論や疑問を差し挟み難いという企業組織風土があったものと考えられる。

このような事態を二度と起こさぬため、そしてGWHグループの真の再生を期するため、現在の企業組織風土を根本的に改めるべく、以下のような再発防止策を提言する。

1 取締役・取締役会の強化と経営者の自覚

調査報告日現在、GWHの常勤取締役はA氏1名であり、必然的にA氏に権限と情報が集中する構造となっている。このような構造の下では、社外・非常勤の取締役のみでは代表取締役に対し十分な検証・牽制を働かせることは困難であると考えられる。したがって、取締役会について、常勤の取締役を増員し、その機能の強化を図ることが有益と考えられる。

また、社外取締役による牽制機能を充実させるため、例えば重要な取引については、取引相手・価格・目的物・取引の経緯などの情報を提供するなど、経営上の判断事項については、社外取締役と詳細かつ適切な情報共有をすることが求められる。

他方で、業務執行取締役、特に代表取締役の側には、社外／社内を問わず、他の取締役の指摘事項を虚心坦懐に聞き入れ、真摯に向き合っており、代表取締役の決定に逆らえない／疑問を表明できない現在の企業組織風土を根本的に改めようとする自覚が、強く求められる。

2 監査役及び監査役会の監視・監督機能の強化

監査役が同時に業務執行を行っている違法な実態が見られるが、直ちにその業務執行を中止しなければならない。

そのうえで、監査役会は、今後、会計監査人や内部監査室と連携して、業務監査及び子会社への往査を実施すべきである。また、その監視監督機能を発揮する見地からは、監査役から取締役会に対し、単にコンプライアンス経営の重要性を説くだけでなく、そのような体制を構築するための具体的な提言を行うべきである。

また、監査役に対して、コンプライアンス、内部統制、コーポレート・ガバナンスの本質とリスク管理における重要性を理解するための研修の機会を定期的に設定することも有益と思われる。

3 取引相手の信用調査・属性調査の実質化

信用調査・属性調査の実施による取引先チェック等について、表面的な実施ではなく、実質的に運用していく必要がある。例えば、信用調査において一定以上の評価が得られなかった場合は原則として取引を開始しないなど、信用調査・属性調査の結果が闇に葬られず、経営判断に繋がるようにするための内部規則を策定することも有益と考えられる。

他方で、信用調査・属性調査の結果を盲信することなく、取引等を開始するに際しての参考情報として利用し、十二分な経営感度を持って、信用調査・属性調査を活用するという経営姿勢が必要である。

4 契約締結プロセスの適正化

契約締結のプロセスについて、契約締結にかかる審査態勢を強化するとともに、コンプライアンス意識をもって検討等を進めることが必要である。例えば、法務担当者等によるリーガル面における検討及びチェックプロセス、及び経理部による経理処理の確認手続を追加させ、稟議による契約締結の業務プロセスに、その前段階における厚みをもたせることを検討する必要があると思われる。

また、契約書には、GWH が定めている内部統制の基本方針に照らしても、また社会的要請の見地からも、暴力団排除条項を定めておくことが不可欠である。

5 外部通報窓口の設置

特定の取締役による独善的・密行的な判断・行動を早期に発見し抑止する手段として、外部通報窓口の設置は有益である。前述の通り、GWH においては、内部通報規程は存在するものの、通報窓口が内部監査室となっており、従業員において、コンプライアンス違反の事象等を十分に安心して通報できる窓口とはなり得ていない。したがって、信頼できる外部の通報窓口の設置も必要と考えられる。

6 内部監査室の設置

組織上は設置されているものの、現在は人員が配置されていない内部監査室を改めて機能させる必要がある。そして、その運用にあたっては、真に監査の能力を持った人員を必要な人数配置し、内部監査室が実質的にも機能を果たすよう、最適な体制を構築すべきである。

7 子会社管理の強化

現状の子会社管理規程では、子会社の意思決定の大部分が親会社である GWH の代表取締役の意思決定に委ねられていると言い得る。しかし、GWH グループが GWH をホールディングカンパニーとする形態をとることに鑑みても、これほどに GWH の代表取締役に権限を委ねるべきではない。

したがって、子会社管理規程や関係会社管理規定を見直し、子会社の取引であっても、

例えば GWH 自身の取締役会決議を経るべき重要事項や、子会社から GWH の取締役会に報告すべき事項等について、詳細に規定すべきである。そしてまた、今後の運用についてもモニタリングする必要がある。

さらに、子会社の業務執行においては、親会社である GWH の役員等からする独善的な介入を監督牽制する見地から、子会社監査役による監視監督機能のみならず、GWH 自身の監査役等を通じたガバナンスや監視監督機能についても強化する必要がある。

8 投資委員会の機能強化

新規事業等を始め、各種投資等を行うに際しては、事前に十分なリスク分析やその検証が必要であることに加え、GWH においては、ホールディングカンパニーとしてのその性格に照らしても、傘下の各ビジネスが相互に事業シナジー等を発揮できるか否かの検証等を行うことが望ましい。この見地に立てば、例えば、投資委員会に外部の専門家を入れて、一定金額以上の設備投資、M&A については、投資委員会の事前承認を得るといった仕組みを定めておくことも望まれる。

これらの事前手続に加えて、事後の事業遂行の局面においては、上記 7 で述べた子会社管理等の徹底を図ることにより、また、上記 1、2 及び 6 等において指摘した健全なガバナンス力の発揮等を通じて、新規事業等の事業遂行性を確実に担保することが期待される。

当委員会の提言する再発防止策は以上である。しかしながら、代表取締役によるワンマン体制により他の役員及び従業員が代表取締役に対し反対の意見や建設的な意見を具申しづらい企業組織風土が強く形成されている GWH において、以上に指摘した再発防止策を検討し推し進めることを期待するのは困難であることも、併せ指摘せざるを得ない。

GWH 自らの手により全社的な企業組織風土を改善し、『新生 GWH』として、今後とも資本市場及び株式市場と向き合って社会貢献していくことの不退転の決意表明を行う観点からは、GWH において絶対的な存在たる代表取締役の交代といった局面の検討も必要であろう。

第7 最後に

本件調査は、GWH から、GWH 及び GWH の子会社における会計処理のうち、過年度における発電機の売買に関するものとして GWH が個別調査を要請した行為、平成 25 年 7 月以降（過年度における）上記行為に類似する行為、その他当委員会が調査を必要と認めた一切の行為発電機取引及びそれに類似する行為その周辺という形で委嘱を請けたことから、調査スコープをかかえる範囲に限定して実施されたものである。

当委員会は強制調査権限をもって調査する機関ではなく、すべてのステーク・ホルダーのために調査を実施し、それを対外公表することで、最終的には GWH の信頼と持続可能性を回復することを目的として、公正中立な立場から本件発電機売買について検討を行うことを目的としており、責任追及等について言及することを委嘱されていない。結果的に当委員会は、本件取引の不存在を認定したが、かかる不存在である本件取引について、誰のいかなる意図によるものなのか、加えて会社側が知っていたか否かについては、本報告において何らの認定・判断するものでないことを強調しておきたい。

なお、本調査の過程において、建設仮勘定や前渡金名目等で不透明な金銭が支出されていること、補助金の交付対象となる本件発電機の売買価格に関して発見された契約書の相互間で金額の乖離が見受けられること、等の事実が看取されるが、当委員会としては正確には認定できなかった。

当委員会としては、別途の調査等の要否について言及するものでないものの、実態解明がなおも必要と思料される事項等が見受けられることを付言するとともに、押収ないし領置されていた資料等の閲覧謄写を得て手元に入手しえたのが、平成 26 年 11 月 27 日であり、実質的には、極めて短期間の調査であったことを添えて終えることとする。

ヒアリング対象者一覧

GWHグループ

対象者	ヒアリング日	方法
A氏	平成26年11月16日	面談
	平成26年11月24日	面談
	平成26年12月4日	面談
	平成26年12月6日	面談
B氏	平成26年12月8日	面談
	平成26年11月11日	面談
	平成26年11月23日	面談
	平成26年12月3日	面談
C氏	平成26年12月6日	面談
	平成26年12月3日	面談
	平成26年12月4日	面談
	平成26年11月14日	面談
D氏	平成26年11月21日	面談
	平成26年12月10日	面談
	平成26年12月4日	面談
	平成26年12月4日	面談
I氏	平成26年12月4日	面談
	平成26年11月11日	面談
	平成26年11月14日	面談
	平成26年11月24日	面談
J氏	平成26年12月3日	面談
	平成26年12月5日	面談
	平成26年12月10日	面談
	平成26年11月24日	面談
K氏	平成26年11月12日	電話
	平成26年11月21日	面談
	平成26年12月4日	面談
	平成26年11月12日	電話
L氏	平成26年11月18日	面談
	平成26年11月27日	面談
	平成26年12月4日	面談
	平成26年11月23日	面談
M氏	平成26年11月21日	面談
	平成26年11月14日	面談
	平成26年11月17日	面談
	平成26年11月27日	面談
N氏	平成26年11月14日	面談
	平成26年11月27日	面談
	平成26年12月3日	面談
	平成26年11月17日	面談
O氏	平成26年11月17日	面談
	平成26年11月27日	面談
P氏	平成26年11月14日	面談
	平成26年11月27日	面談
Q氏	平成26年12月3日	面談
	平成26年11月17日	面談
R氏	平成26年11月17日	面談
	平成26年11月27日	面談
S氏	平成26年11月17日	面談
	平成26年11月27日	面談
T氏	平成26年11月17日	面談
	平成26年11月27日	面談

資料1

GWHグループ外

対象者	ヒアリング日	方法
U氏	平成26年12月6日	面談
	平成26年11月21日	面談
	平成26年12月4日	面談
	平成26年11月28日	面談
V氏	平成26年11月27日	面談
	平成26年12月3日	面談
W氏	平成26年12月1日	電話
	平成26年12月1日	電話
X氏	平成26年12月9日	面談
	平成26年12月1日	電話
Y氏	平成26年12月1日	電話
	平成26年12月2日	面談

資料 2

現地調査に関する写真撮影報告

1. SPC 本店所在地

- (1) 撮影日時：平成 26 年 11 月 17 日
- (2) 場 所：新潟県長岡市北陽一丁目 53 番地 55
- (3) 訪問者数：6 名

SPC 本社外観



SPC 本社入口



SPC 本社外におかれたタンク（燃料を入れるタンクとのことである。）



建設中の建屋



SPC 工場内



SPC 工場内に置かれた製品



2. 木崎発電所予定地

- (1) 撮影日時：平成 26 年 11 月 18 日
- (2) 場 所：茨城県神栖市
- (3) 訪問者数：3 名

外観



発電機が中に入っているとされるコンテナが並ぶ様子



コンテナの外観



併設された建屋



3. 南浜発電所予定地

(1) 撮影日時：平成 26 年 11 月 18 日

(2) 場 所：茨城県神栖市

(3) 訪問者数：3 名

予定地とされる場所 1



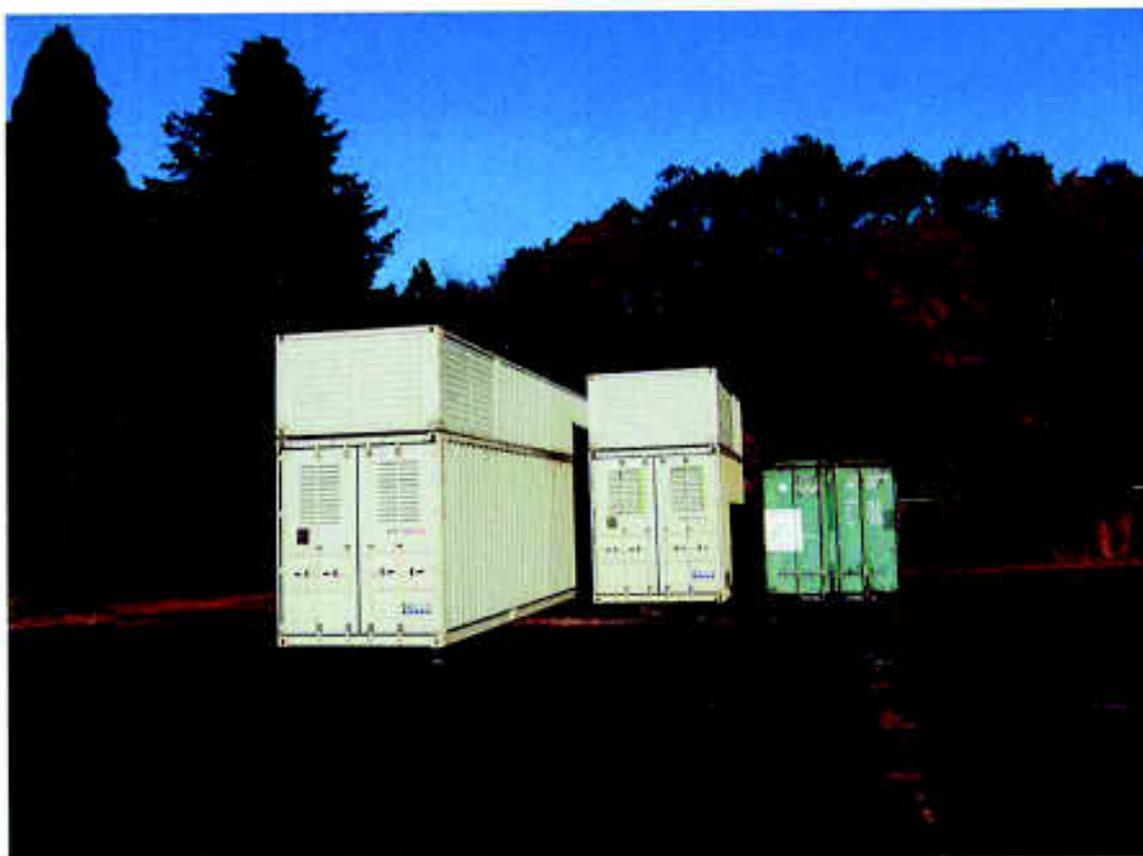
予定地とされる場所2



4. 那珂発電所予定地

- (1) 撮影日時：平成 26 年 11 月 21 日
- (2) 場 所：茨城県那珂市
- (3) 訪問者数：4 名

設置予定の発電機等が入っているとされるコンテナ



発電機設置予定地



5. 茨城の施設

- (1) 撮影日時：平成 26 年 11 月 21 日
- (2) 場 所：茨城県北茨城市
- (3) 訪問者数：4 名

入口（中の様子は窺えなかったが、「茨城の施設」の文字が確認できる。）



入口（中の様子は窺えなかったが、「茨城の施設」の文字が確認できる。）



6. 甲社

(1) 撮影日時：平成 26 年 11 月 30 日

(2) 場 所：千葉県市原市

(3) 訪問者数：2 名

外観 1



外観 2



木崎に設置されたコンテナと同一のものと思われるコンテナ



別の角度から撮影



コンテナ拡大（上部に「壬社」のステッカーが確認できる。但し、「壬社」の部分はシールで隠されていた。）



7. 丙社

(1) 撮影日時：平成 26 年 11 月 30 日

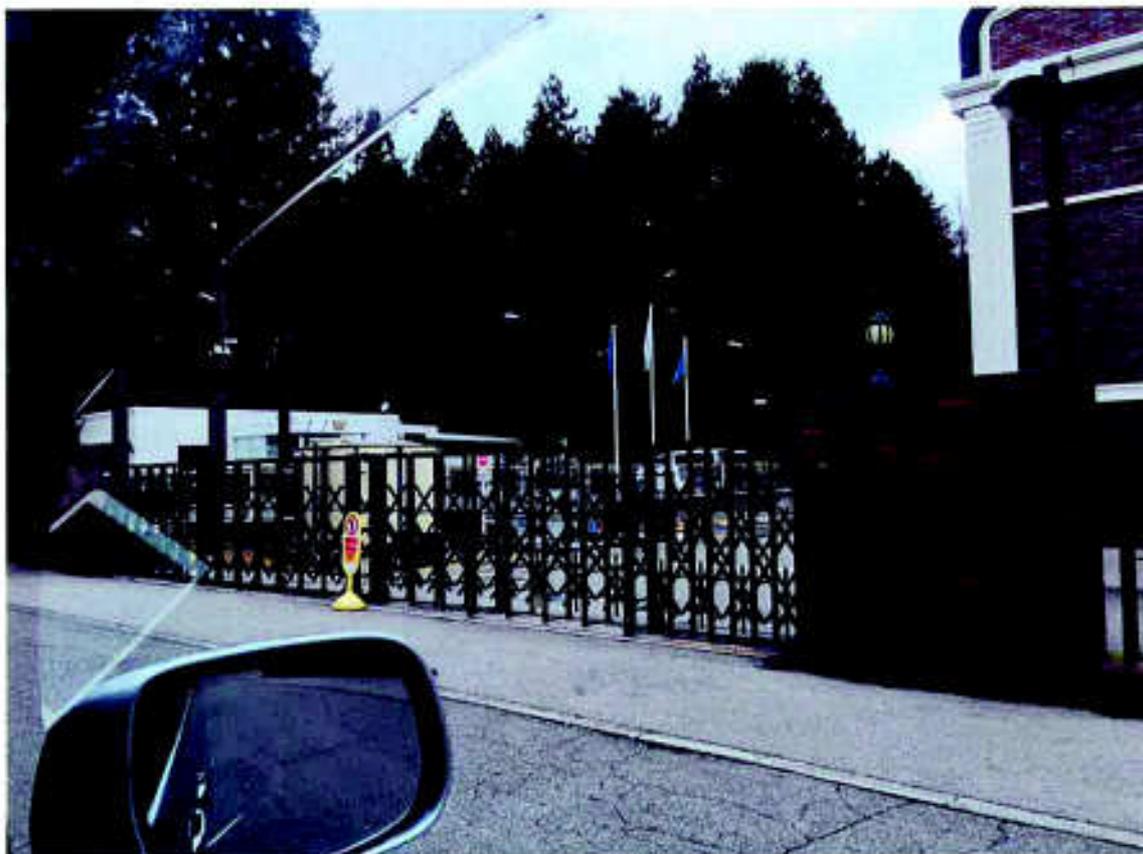
(2) 場 所：山梨県富士吉田市

(3) 訪問者数：1 名

外観 1（中の様子は窺えなかった。）



外観2（中の様子は窺えなかった。）



8.B 法人本店所在地

- (1) 撮影日時：平成 26 年 11 月 10 日
- (2) 場 所：東京都千代田区
- (3) 訪問者数：1 名

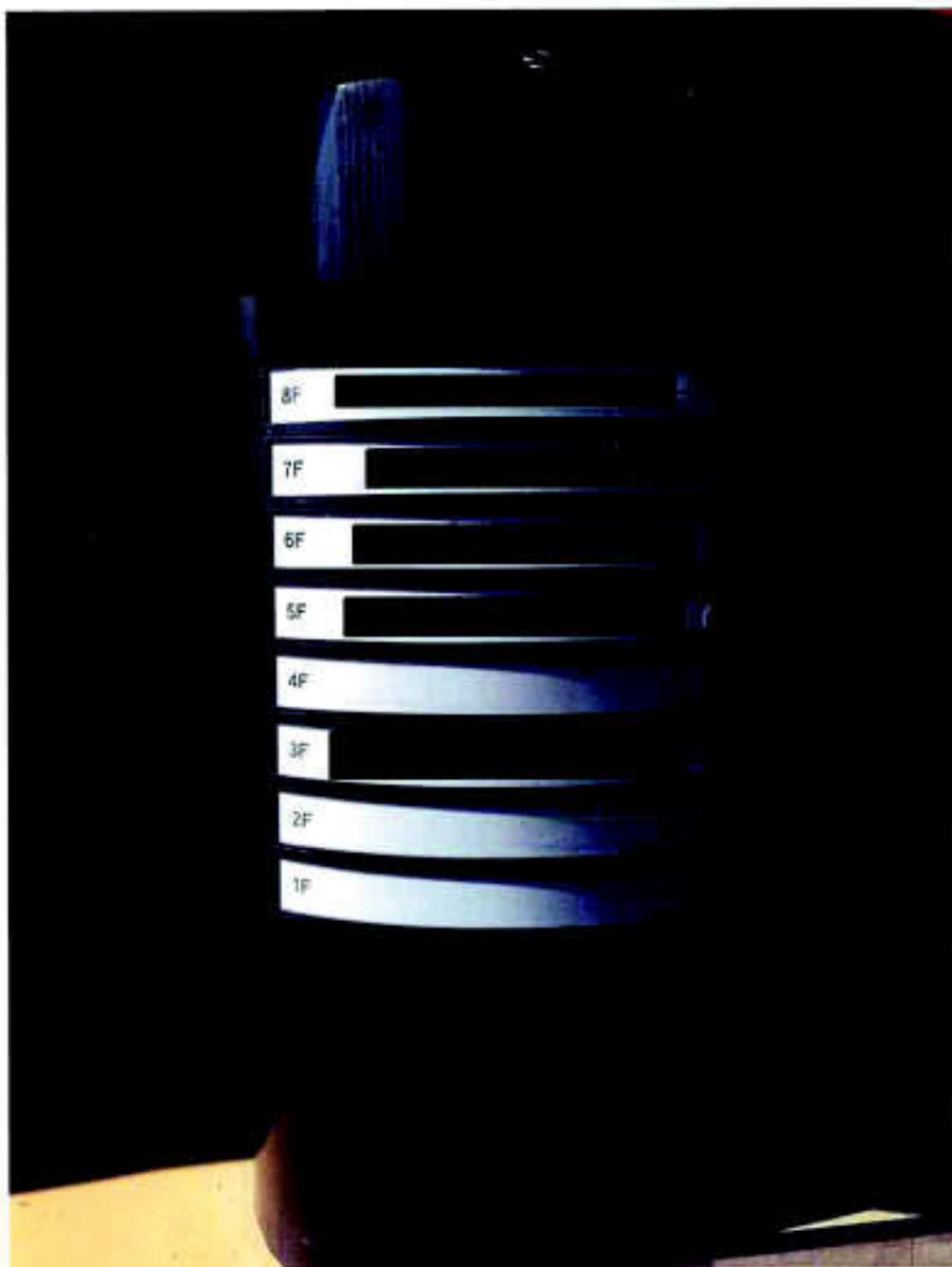
外観



9. B 法人事務局所在地

- (1) 撮影日時：平成 26 年 11 月 27 日
- (2) 場 所：東京都新宿区
- (3) 訪問者数：1 名

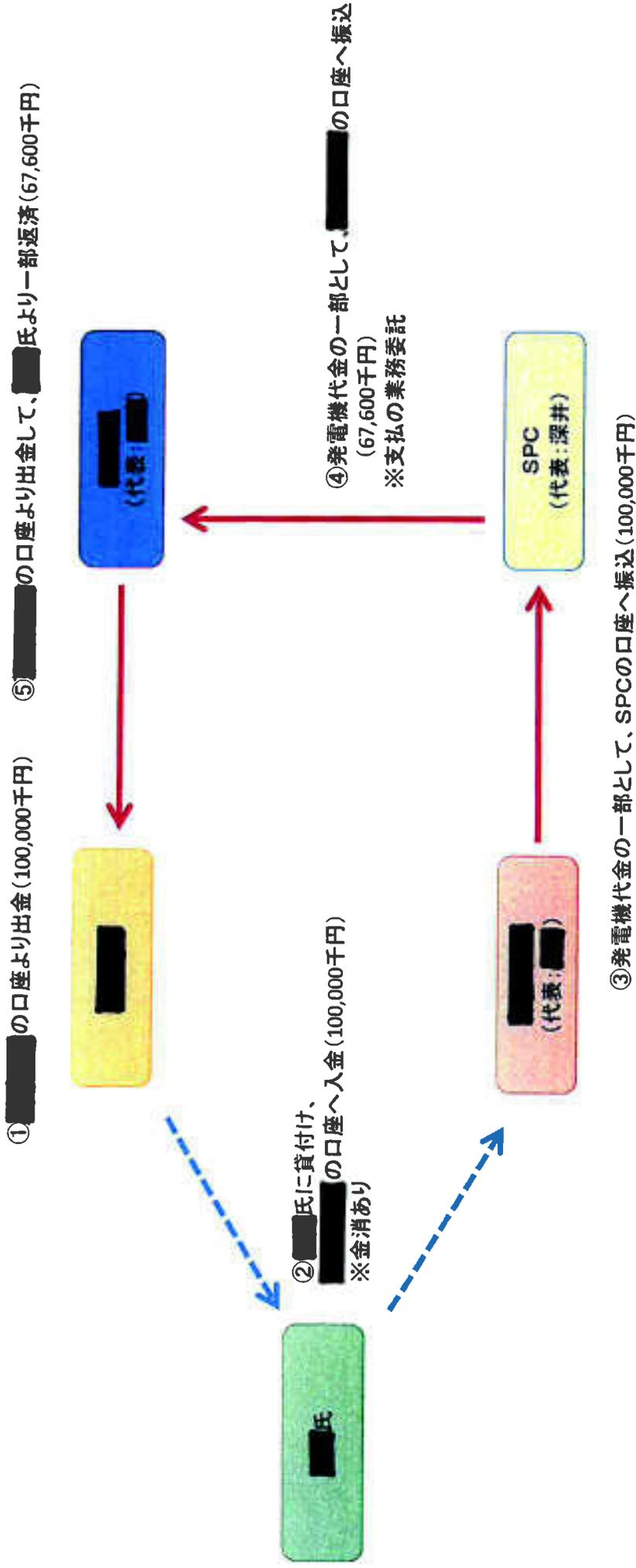
駐車場入口の表示（B 法人の文字が確認できる。）



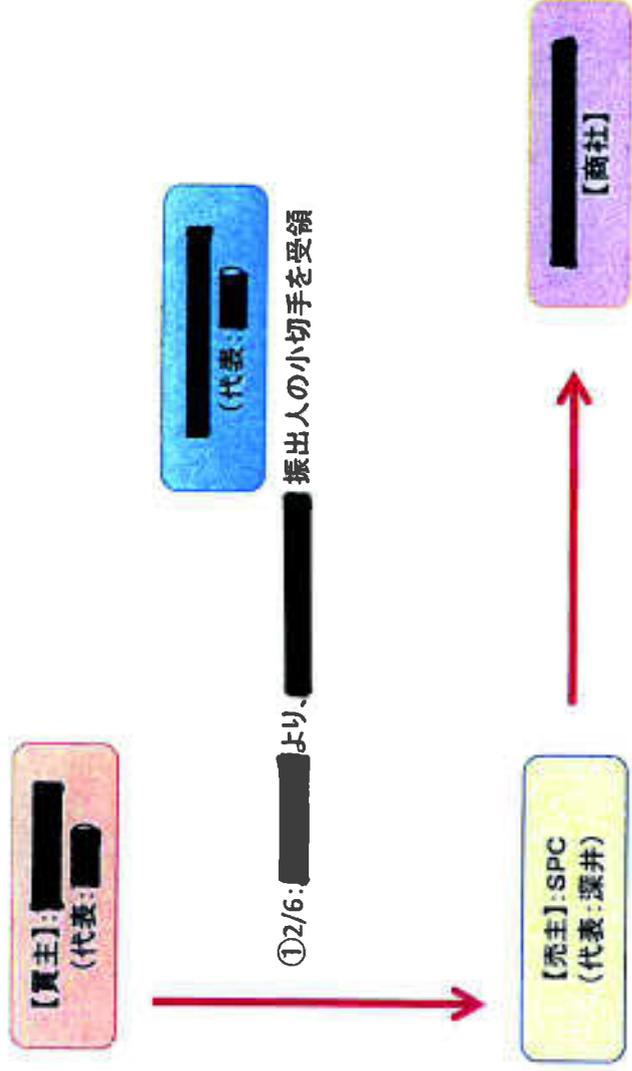
ビルに設置された郵便受け（B 法人の文字及び己社の文字が確認できる。）



※2013年11月27日 資金の流れ

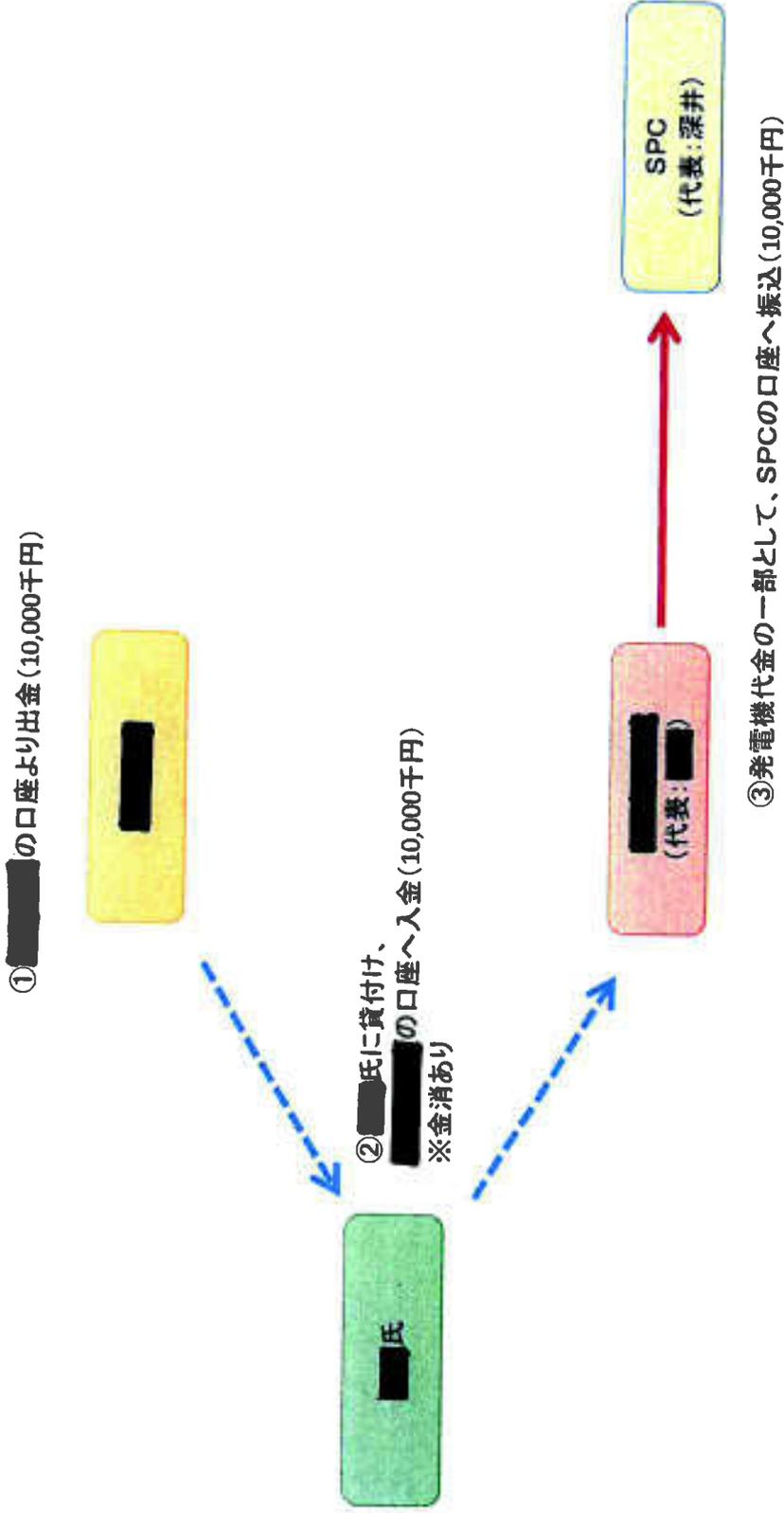


※2014年2月6日、2月12日 資金の流れ

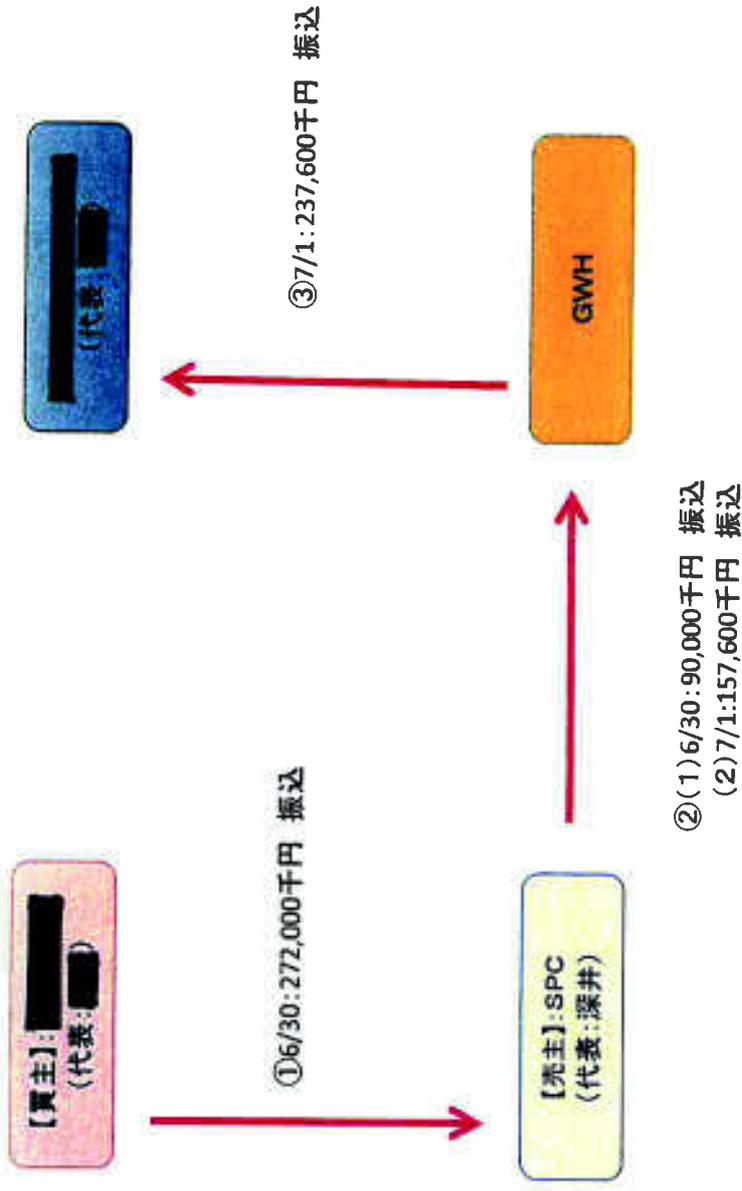


②2/12:①の小切手を[Redacted]氏経由で回し、受領書をもらう

※2014年4月2日 資金の流れ



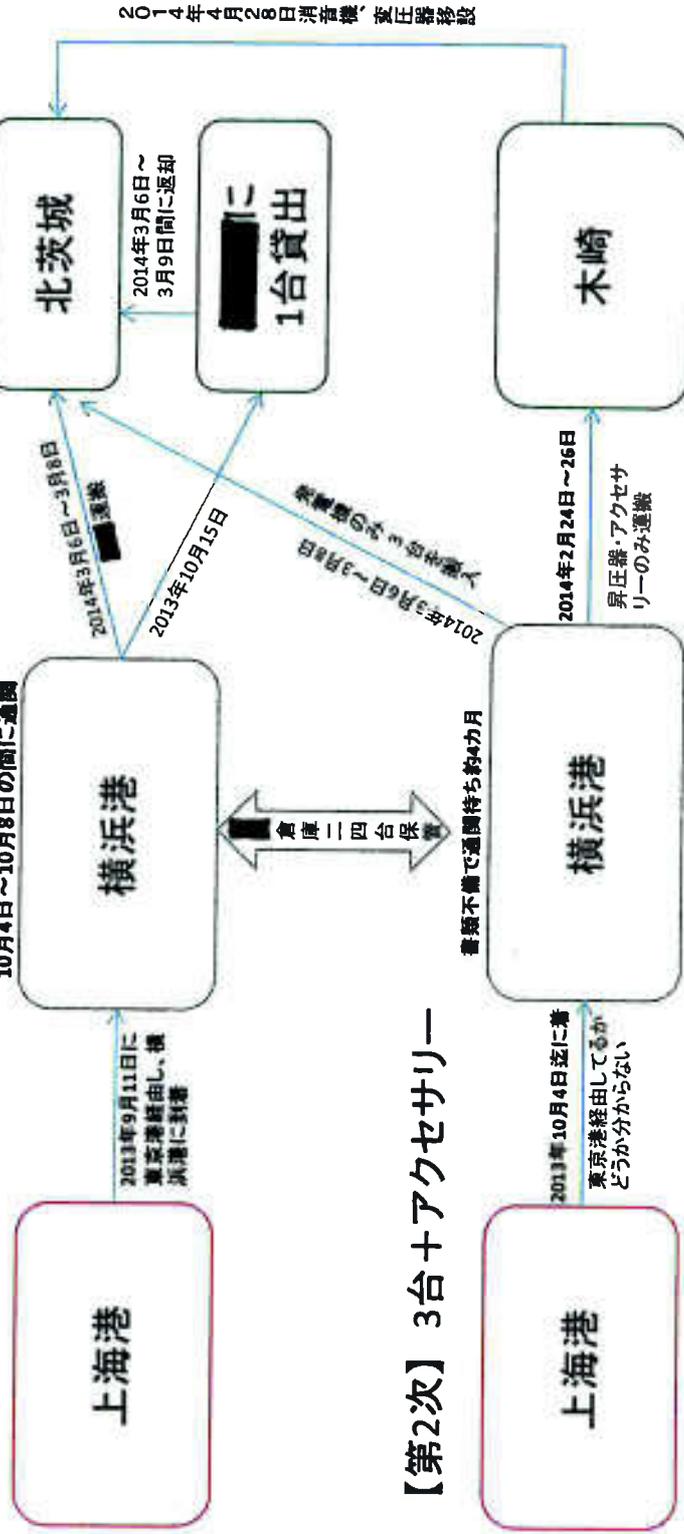
※2014年6月30日、7月1日 資金の流れ



【物流フロー（GWHの主張）】

資料4

【第1次】 22台



【第2次】 3台+アクセサリ-

